

共通仕様書

(測量・調査・設計業務等)

山形県農林水産部

測量・調査・設計業務等共通仕様書目次

I	測量業務等共通仕様書	-----	1
II	地質・土質調査業務共通仕様書	-----	1 5
III	設計業務等共通仕様書	-----	5 1
IV	参考資料	-----	7 3

測量業務等共通仕様書

共通仕様書

測量業務等

平成 21 年 11 月

山形県農林水産部

測量業務等共通仕様書

測量業務共通仕様書目次

第1章 総 則	第2章 測量業務一般
第101条 適 用	第201条 公共測量
第102条 用語の定義	第202条 その他の測量
第103条 業務の着手	第203条 測量杭
第104条 測量の基準	
第105条 業務の実施基準	
第106条 設計図書の支給及び点検	
第107条 監督職員	
第108条 主任技術者	
第109条 担当技術者	
第110条 提出書類	
第111条 打合せ等	
第112条 業務計画書	
第113条 資料の貸与及び返却	
第114条 関係官公庁への手続き等	
第115条 地元関係者との交渉等	
第116条 土地への立入り等	
第117条 成果品の提出	
第118条 関連法令及び条例の遵守	
第119条 検 査	
第120条 修 補	
第121条 条件変更等	
第122条 契約変更	
第123条 履行期間の変更	
第124条 一時中止	
第125条 発注者の賠償責任	
第126条 受注者の賠償責任	
第127条 部分使用	
第128条 再委託	
第129条 成果品の使用等	
第130条 守秘義務	
第131条 安全等の確保	
第132条 臨機の措置	
第133条 履行報告	
第134条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	

測量業務等共通仕様書

測量業務等共通仕様書

第1章 総 則

第101条 適 用

測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、建設工事に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 地質調査業務、設計業務等（解析業務含む）に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、知事若しくはその委任を受けたものをいう。
- 2 「受注者」とは、測量業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者（調査職員）であり、総括監督員及び監督員を総称していう。
- 4 「検査員」とは、測量業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者（管理技術者）をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「高度な技術と十分な実務経験を有する者」とは、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。
- 10 「設計図書」とは仕様書、図面、閲覧設計書（数量表含む）及び質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

測量業務等共通仕様書

- 12 「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 15 「閲覧設計書」とは、測量業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 16 「質問回答書」とは、閲覧図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し測量業務等に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 28 「検査」とは、契約図書に基づき検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- 29 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

- 31 「協力者」とは、受注者が測量業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 32 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- 33 「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。
- 34 「測量業務等」の等とは、現場作業を伴う類似業務をいう。

第 103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第 104 条 測量の基準

測量の基準は、山形県土地改良事業測量作業規程(申請：H20.8.8、承認：H20.8.28、承認番号：国国地第 453 号)によるほかは、監督職員の指示によるものとする。

第 105 条 測量の実施基準

測量業務は、第 2 章測量業務一般(第 201～203 条)によるほか、監督職員の指示により実施するものとする。

第 106 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第 107 条 監督職員

発注者は、測量業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うこと。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、

7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第 108 条 主任技術者

受注者は、測量業務等における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき測量業務等に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3 主任技術者は、測量業務を行う場合においては、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。また、類似業務を行う場合の主任技術者の資格等については、特記仕様書に示すとおりである。
- 4 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 受注者又は主任技術者は、屋外における測量業務等に際しては、担当技術者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量業務等が適正に遂行されるように管理及び監督をしなければならない。

第 109 条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く。）

なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。

- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 110 条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで以下のとおり、登録機関に登録申請しなければならない。
 - （1）受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - （2）変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

測量業務等共通仕様書

(3) 完了時は業務完了後 10 日以内

(4) 訂正時には適宜

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第 111 条 打合せ等

測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、測量業務等の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成すること。

2 主任技術者等と監督職員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行い、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 受注者は、支給材料について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残量を明らかにしておかなければならない。

また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

第 112 条 業務計画書

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 成果品の内容、部数

(7) 使用する主な図書及び基準

(8) 連絡体制（緊急時を含む）

(9) 使用する主な機器

(10) その他

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 113 条 資料の貸与及び返却

監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については、複写してはならない。

第 114 条 関係官公庁への手続き等

受注者は、測量業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行なうものとする。

- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 115 条 地元関係者との交渉等

契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うこととするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。これらの交渉にあたり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、測量業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に必要な期間及び経費は、発注者と協議の上定めるものとする。

第 116 条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う測量業務等を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第 12 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。

- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 117 条 成果品の提出

受注者は、測量業務等が完了した時は、設計図書に示す成果品を完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示に同意する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。

- 4 受注者は、成果品を「山形県電子納品取扱要領」及び設計図書に基づいて提出するものとする。

第 118 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 119 条 検査

受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約書図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

測量業務等共通仕様書

- 2 発注者は、測量業務等の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督職員及び受注者又は主任技術者等の立ち会いの上、「山形県委託業務等検査要領」に基づき検査を行うものとする。

第 120 条 修 補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第 30 条第 2 項に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 121 条 条件変更等

監督職員が、受注者に対して測量業務等の内容又は設計図書の訂正（以下「測量業務等の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 共通仕様書第 116 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 122 条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務等の変更を行うものとする。

- (1) 測量業務等内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務等履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第 29 条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 共通仕様書第 121 条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 123 条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 124 条 一時中止

発注者は、契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面により通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による調査業務等の中断については、共通仕様書第 132 条 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及

- ばした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第 126 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 127 条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出すること。

第 128 条 再委託

契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 測量業務等における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は、山形県の指名停止期間中であってはならない。

第 129 条 成果品の使用等

受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けること。

第 130 条 守秘義務

受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 成果品の発表に際しての守秘義務については、共通仕様書第 129 条第 1 項の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 131 条 安全等の確保

受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(農林水産省構造改善局建設部長通知平成 6 年 11 月 1 日)を参考にして常に測量等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受注者は、測量業務等現場に別途測量業務等又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受注者は、測量業務等実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法に基づく措置を講じておくものとする。

- 6 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(農林水産省大臣官房地方課長平成 5 年 2 月 1 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受注者は、測量業務等現場に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の標示をしなければならない。

- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 132 条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるとき、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 133 条 履行報告

受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第2章 測量業務一般

第201条 公共測量

測量法(昭和24年法律第188号)第5条による測量をいう。

(1) 一般の測量

(2) 以外の一般公共測量をいい、山形県土地改良事業測量作業規程(申請：H20.8.8、承認：H20.8.28、承認番号：国国地第453号)による。

(2) 確定測量

山形県土地改良事業測量作業規程(申請：H20.8.8、承認：H20.8.28、承認番号：国国地第453号)による。

第202条 その他の測量

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第1条に定める測量をいい、山形県土地改良事業測量作業規程を準用するものとし、測量精度については設計図書による。

第203条 測量杭

受注者は、測量杭を十分に地中に埋め込み、重要点には十分な保護をし保存しなければならない。

2 測量杭の規格について特記仕様書等に定めがない場合は、次のとおりとする。

測点杭・補助杭：木杭 4.5 cm x4.5 cm x60 cm以上

(頭部は、ペンキ等で着色すること)

基準杭：木杭 15 cm x15 cm x90 cm以上

(頭部は、ペンキ等で着色すること)

I P 杭：木杭 6 cm x6 cm x60 cm以上

(頭部は、ペンキ等で着色すること)

測量業務等共通仕様書

地質・土質調査業務共通仕様書

共通仕様書

地質・土質調査業務

平成 21 年 11 月

山形県農林水産部

地質・土質調査業務共通仕様書

地質・土質調査業務共通仕様書目次

第1章 総則

第101条 適用	015	第119条 修補	021
第102条 用語の定義	015	第120条 条件変更等	022
第103条 業務の着手	017	第121条 契約変更	022
第104条 調査地点の確認	017	第122条 履行期間の変更	022
第105条 設計図書の支給及び点検	017	第123条 一時中止	023
第106条 監督職員	017	第124条 発注者の賠償責任	023
第107条 主任技術者	018	第125条 受注者の賠償責任	024
第108条 担当技術者	018	第126条 部分使用	024
第109条 提出書類	018	第127条 再委託	024
第110条 打合せ等	019	第128条 成果品の使用等	024
第111条 業務計画書	019	第129条 守秘義務	025
第112条 資料の貸与及び返却	019	第130条 安全等の確保	025
第113条 関係官公庁への手続き等	020	第131条 臨機の措置	026
第114条 地元関係者との交渉等	020	第132条 履行報告	026
第115条 土地への立入り等	020	第133条 屋外で作業を行う時期及び 時間の変更	026
第116条 成果品の提出	021		
第117条 関連法令及び条例の遵守	021		
第118条 検査	021		

第2章 地形、地質踏査

第1節 概要	027
第2節 一般地形、地質踏査	027
第3節 地すべり地形、地質踏査	028

第3章 ボーリング調査

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 概要	032
第2節 ルジオンテスト	032
第3節 現場透水試験（土層を対象とする場合）	034
第4節 電気検層	036
第5節 地下水検層	036
第6節 孔内載荷試験	037
第7節 地中歪計の設置観測	037

地質・土質調査業務共通仕様書

第 8 節 孔内傾斜計	038
第 5 章 サウンディング	039
第 1 節 概要	039
第 2 節 標準貫入試験	039
第 3 節 オランダ式二重管コ - ン貫入試験	039
第 4 節 ポータブルコーン貫入試験	040
第 5 節 スウェ - デン式サウンディング試験	040
第 6 章 サンプリング	041
第 1 節 概要	041
第 2 節 標本用試料	041
第 3 節 土質試験用試料（乱した試料）	041
第 4 節 土質試験用試料（乱さない試料）	041
第 7 章 物理探査	042
第 1 節 概要	042
第 2 節 弾性波探査	042
第 3 節 電気探査	043
第 8 章 試掘坑	044
第 9 章 試掘井、揚水試験	045
第 1 節 試掘井	045
第 2 節 揚水試験	046
第 3 節 成果品	047
第 10 章 土質試験	048
第 11 章 岩石試験	048
第 12 章 共通特記事項	049
特第 1201 条 主任技術者	049

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第101条 適用

地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山形県農林水産部所管の農業農村整備事業等の地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「調査業務等」という。）を実施する場合、建設工事に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に関連がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 測量業務等、設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、知事若しくはその委任を受けたものをいう。
- 2 「受注者」とは、調査業務等の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定するもの（調査職員）であり、総括監督員及び監督員を総称していう。
- 4 「検査員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者（管理技術者）をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、調査業務等に関する技術上の知識を有するもので、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。
- 10 「設計図書」とは仕様書、図面、閲覧設計書（数量表含む）及び質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

- 12「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 15「閲覧図書」とは、調査業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該調査業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 16「質問回答書」とは、閲覧図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17「指示」とは、監督職員が受注者に対し、調査業務等の遂行上必要な事項について、書面をもって示し実施させることをいう。
- 18「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- 19「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20「報告」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 22「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た調査業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23「質問」とは、不明な点に関して書面により問うことをいう。
- 24「回答」とは、質問に対して、書面により答えることをいう。
- 25「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26「提出」とは、受注者が監督職員に対し、調査業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 28「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 29「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- 30「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督

職員が面談等により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

31「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

32「協力者」とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって再委託する者をいう。

33「使用人等」とは、協力者又はその代理人、若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

34「立会」とは、設計図書に示された項目において、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

第 103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に調査業務等に着手しなければならない。

この場合において、着手とは主任技術者が調査業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第 104 条 調査地点の確認

受注者は調査着手前に、その位置を確認しておかなければならない。

また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。

2 受注者は住宅部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第 105 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えること。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給すること。

第 106 条 監督職員

発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知すること。

2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定した事項である。

4 監督職員は、その権限を行使するときには、書面により行うものとする。ただし、

緊急を要する場合その他の理由により、監督職員が受注者に対し口頭による指示を行った場合には、受注者は、その指示に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第 107 条 主任技術者

受注者は、地質・土質調査業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3 主任技術者は、地質・土質調査業務の履行に当たり、技術士(総合技術監理部門(選択科目を「建設一般」並びに「土質及び基礎」とするものに限る。))又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る))又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM(専門とする技術部門を「地質」及び「土質及び基礎」とするものに限る))のいずれかの資格保有者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4 主任技術者に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面で報告しなければならない。
- 5 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し業務を実施しなければならない。

第 108 条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。(主任技術者と兼務するものは除く。)

- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 109 条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで以下のとおり、登録機関に登録申請しなければならない。
 - (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (2) 変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (3) 完了時は業務完了後 10 日以内

(4) 訂正時には適宜

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第110条 打合せ等

地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 主任技術者等と監督職員は、地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行い、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時を含む）
 - (9) 使用機械の種類、名称及び性能（一覧表にする）
 - (10) 仮設備計画
 - (11) その他
- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第112条 資料の貸与及び返却

監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は設計図書に定める守秘義務の必要な資料については、複写してはならない。

第 113 条 関係官公庁への手続き等

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

また受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 114 条 地元関係者との交渉等

契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うこととするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。

これらの交渉にあたり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立ち会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要があるが生じた場合には、指示に基づいて変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上定めるものとする。

第 115 条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第 12 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは監督職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 116 条 成果品の提出

受注者は、地質・土質調査業務が完了した時は、設計図書に示す成果品を完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示に同意する場合には、履行期間途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
- 4 受注者は、成果品を「山形県電子納品取扱要領」及び設計図書に基づいて提出するものとする。

第 117 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第 118 条 検査

受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約書図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

- 2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督職員及び受注者又は主任技術者等の立ち会いの上、「山形県委託業務等検査要領」に基づき検査を行うものとする。

第 119 条 修 補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができる。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第 30 条第 2 項に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 120 条 条件変更等

監督職員が、受注者に対して地質・土質調査業務の内容又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について、予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、以下のものをいう。

- (1) 共通仕様書第 115 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 121 条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において地質・土質調査業務の変更を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第 29 条の規定に基づき、契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合

- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 共通仕様書第 120 条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
- (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う、増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 122 条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 123 条 一時中止

発注者は、契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面により通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、共通仕様書第 131 条 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第 124 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及

- ばした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第 125 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 126 条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途業務等の用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出すること。

第 127 条 再委託

契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 地質・土質調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、前 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は、山形県の指名停止期間中であってはならない。

第 128 条 成果品の使用等

受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 7 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けること。

第 129 条 守秘義務

受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 成果品の発表に際しての守秘義務については、共通仕様書第 128 条第 1 項の承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 130 条 安全等の確保

受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(農林水産省構造改善局建設部長通知平成 6 年 11 月 1 日)を参考にして常に地質調査等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

- (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術審議官通達昭和 51 年 3 月 2 日)を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

- (3) 受注者は、地質・土質調査現場に別途地質・土質調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。

- (4) 受注者は、地質・土質調査業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

- 3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

- 6 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(農林水産省大臣官房地方課長平成 5 年 2 月 1 日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

- (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなけれ

ばならない。

- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、地質・土質調査現場に関係者以外の立入を禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入禁止の標示をしなければならない。
- 7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 9 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 10 受注者は、地質・土質調査完了したときには、残材、廃棄物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。
なお、埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。

第 131 条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるとき、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 132 条 履行報告

受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 133 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

第2章 地形、地質踏査（以下は農水省版とする）

第1節 概要

第201条 目的

調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い地質の性状及び構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首工、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第2節 一般地形、地質調査

第202条 調査方法

踏査は、調査目的にそった地形、地質露頭及び転石の観察、測定を行い特記仕様書で示す縮尺の地形図にまとめる。

- 2 踏査にあたっては露頭、湧水、地形の変化等諸種の事象に留意し、特に重要と思われる踏査等では、スケッチ、カラ - 写真撮影等を行う。
- 3 調査地域に関係する既存の地形、地質資料（地質図及び説明書、調査史、空中写真、井戸、ボ - リング資料等）をできるだけ多く収集する。

第203条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 地形図（地形分類とその説明）
- (3) ル - ト、マップ（踏査を行ったル - トの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）
- (4) 地質図（地質分類、各分類単位ごとに構造、工学的性、科学性等について説明する。
なお、地質平面図、地質断面図に使用する地質略号、記号色彩等は、農林水産省編「土地改良事業計画設計基準（設計ダム）」（以下「設計基準（ダム）」という。）に準ずる。）
- (5) 土木工学及び水文地質学的所見（調査目的及び調査結果に対する所見、判断、設計施工上注意すべき地形地質条件等を土木工学及び水文地質学的に説明す

る。)

(6) 地層露頭等のカラ - 写真(サ - ビス版以上とし、被写体の性質、地点、調査経過が判別できるよう説明文を添える等明確なものとしなければならない。

また、寸法の確認等の場合は、スケ - ル等をあて調査終了後確認ができるものでなければならない。

(7) その他

第3節 地すべり地形、地質踏査

第204条 調査方法

既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として1/2,000の地形図にプロットする。

2 過去の地すべりの記録、現在の状況、営農上の特徴や作業習慣などを地元民から聞きとる。

3 岩石の種類や各種の堆積物(段丘、扇状地、沖積層、崖錐等)の分布、地層層理面、節理面、片理面などの走向、傾斜、背斜軸、向斜軸、断層、基盤内の亀裂など地質的要素の位置、分布状態等を調査する。

4 構造物、田畑、道路、溜池、樹木の被害状況を調査する。

5 地表面の亀裂や崩落崖の状況、隆起地、陥没地の分布を調査する。

なお、亀裂はその発生形態(新・旧等)により区分し、それぞれ段差、開口巾、落差、傾斜角度、及び比高差等を計測する。

6 地下水露頭の分布(温泉、湿地、井戸内の水位、湧水)を確認し湧水量、水温及び電気伝導度を測定する。

7 溪流の地すべり崩土、地すべり面の分布を確認し、溪流による侵食の有無及びその地すべりに対する影響について調査する。

8 溜池、水路等の漏水の有無とその地すべりに対する影響を調査する。

第205条 成果品

第2章第2節第203条に定める成果品及び第2章第3節第204条に基づく成果品とするが、地質図、地質断面図等については地すべりに関する全ての情報を表現し、地すべり機構図としてまとめる。

第3章 ボ - リング調査

第301条 目的

ボ - リングは、コアを採取して土質、地質の状態を調査しあるいは、地中に孔をあけ、その孔を利用して諸種の原位置試験並びに測定、計器埋設及び試料採取を行うものであり、これらの成果は、諸構造物の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第 302 条 土質・岩の分類

土質・岩の分類は、地盤材料の工学的分類法による。

第 303 条 調査方法

- ボ - リング機械は、特に定めのない限りロ - タリ - ボ - リング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。
- 2 ボ - リングの位置、基準となる標高、深度、孔径及び数量については、特記仕様書による。
 - 3 現地におけるボ - リング位置の決定は、原則として監督職員の立ち会いのうえ行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
 - 4 足場、やぐら等は、作業の完了まで機械を安定に保ちかつ、試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造でなければならない。
 - 5 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
 - 6 基準となる高さ(深度 0 m)の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
 - 7 土質地盤の掘削は、地下水の確認ができる深さまで原則として無水掘とする。
 - 8 孔口は、ケ - シングパイプ又は、ドライブパイプで保護すること。
 - 9 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量(漏、湧水量)及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともに直ちに記録すること。
 - 10 孔壁崩壊の恐れがある場合には、速やかに監督職員に連絡し、その指示を受けなければならない。
 - 11 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除すること。
 - 12 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位(被圧水頭)を測定すること。
 - 13 コア採取を目的とするボ - リングにあっては、次の各号に掲げる事項による。
 - (1) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取すること。ただし、洗孔することで孔内を乱す恐れがあると判断される場合は監督職員と協議するものとする。
 - (2) 未固結土でコアボ - リングを行うには、土質に応じたサンブラ - を用い、採取率を高めるよう努めなければならない。
 - (3) 岩盤ボ - リングを行う場合は、原則としてダブルコアチュー - プを用いるものとし、コアチュー - プの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
 - (4) コアチュー - プはコアの採取ごとに水洗いして、残砂を完全に除去しなければならない。
 - (5) コアの採取率は 100% を目標とする。
 - (6) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。ただし、事故を生ずる恐れのある場合はこの限りでない。

(7) 採取したコアは、コア箱(原則として内長1 m程度で5 m分のコアが収納できるもの。)に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。また、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。

なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくこと。

(8) コア写真は、カラパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。

(9) コア箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入すること。

14 ノンコアボリングは、原則として1 mごと又は岩質の変わるごとにスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存すること。

15 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。

16 水平ボリングを施工する場合のケシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。

(1) 地すべり調査等は掘削長まで硬質塩化ビニール管を挿入する。調査結果により10~20 cm千鳥に径5 mm以上のストレナを切る。また、外周には必要に応じてフィルタの機能をもつ材料をもって被覆する。

(2) 排水量を測定する場合は、掘削直後から排水量が徐々に減り、一定量になるまで測定する。また、地すべり調査等については毎朝作業前とロッドつぎたし時に湧水量を測定する。

なお、測定期間、時期については、監督職員の指示による。

第304条 オガボリング

オガボリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行ない、かつ地下水位を確認するために行うことを目的とする。

2 掘削は、原則としてハンドオガタイプのポストホルオガ又はスクリュオガによるが機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとし、知り得た限りの地質状況を記録すること。

3 掘削に使用するオガは、土質に応じた種類を用いること。

4 掘進中地下水の逸出があった時は、その水位を記録する。ただし、粘性土の場合は、定常状態になるまでに時間がかかるので、水位の観測は、数回にわたって行わなければならない。

5 地下水位以下の試料を採取する場合は、細粒分が洗い流される恐れがあるので観察には十分注意しなければならない。

6 掘進中、砂礫層等に遭遇し、掘進が困難になった場合は、監督職員の指示を受けな

ければならない。

- 7 崩壊性の砂層等孔壁が著しく崩壊し掘進が不可能となった場合は、速やかに応急の処置を講じて、監督職員の指示を受けなければならない。

第 305 条 調査日報

調査日報には、次の事項を記載するものとし、監督職員の要求があった時は直ちに提示可能な態勢にしておかななければならない。

- (1) 調査名、調査場所、孔番号、調査地点標高、深度、穿孔角度（傾斜、水平ボ
- リング）、地下水位、日付、調査責任者、主たる使用材料等。
- (2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進
時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水
量又は湧水量、排水色、ケ - シングの有無、ケ - シング口径、挿入深度、崩壊
等の事故の位置と程度等）等。

第 306 条 検 尺

ボ - リング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として監督職員立ち会いの上、ロッドを挿入して行うこと。

第 307 条 コアの鑑定

コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。
なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくこと。

第 308 条 資料整理及び解析等

特記仕様書に定めた資料整理及び解析等を行う場合は、調査項目を満足するよう試験結果を整理し、調査目的に対する総合的な解析及び判定を行うこと。

第 309 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 第 305 条に記載する事項を含んだ地質柱状図
- (3) 地質学的考察に基づき地質柱状図から作成した地質断面図（断面図内には地
下水位及び諸試験結果等を記入する。）
- (4) コアのカラ - 写真
- (5) 調査日報
- (6) コア又はスライム試料
- (7) その他

第 310 条 その他

指定した深度に達しなくとも調査目的を達した場合又は指定した深度に達しても調査目的が果たせない場合は、監督職員と速やかに協議するものとする。

第4章 ボ - リング孔を利用した物理検層及び原位置試験

第1節 概要

第401条 目的

ボ - リング孔を利用した試験は物理検層と力学的及び水文地質学的原位置試験に大別され、これらは地層の物理性、地下水の挙動等を調査するものである。

なお、物理検層には、速度検層、電気検層、温度検層等がある。力学的試験には、変形・強度試験、変形・ひずみ試験、初期地圧測定試験等があり、水文地質学的試験には、現場透水試験、ルジオンテスト、間隙水圧測定、地下水検層等がある。

第2節 ルジオンテスト

第402条 目的

この試験は主としてダム基礎岩盤の透水性等の性状の評価、止水性、岩盤改良としてのグラウチングの計画、施工及び結果の判定などに関する資料を得ることを目的とする。

第403条 準拠資料

この仕様書に記載なき事項については、特記仕様書等によるほか「ルジオンテスト技術指針、同解説」(国土開発技術研究センター - 編) によるものとする。

第404条 試験方法

使用機器については、事前に監督職員の承認を受けること。また、圧力計、流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行わなければならない。

2 試験孔の掘削は清水掘りとし、できるだけ孔壁を乱さないようにする。試験孔の孔径は、原則として66 mmとする。

3 試験は試験区間のボ - リング完了後、速やかに実施すること。

4 試験区間長は5 mを標準とし、これによらない場合は特記仕様書等によることとする。

また、局部的にポンプ容量が不足する場合は監督職員と協議の上、区間長を決定すること。

5 試験孔は、試験に先立ち十分洗浄すること。

6 パッカ - は、試験区間の止水が完全に行えるよう地質状況に応じて、適切な位置に設置すること。

7 測定は下記のとおり行うこと。

(1) 注入圧力の昇降は段階的に行い、昇圧は最大注入圧力を含め原則として5段階以上、降圧は4段階以上とする。

なお、最大注入圧力については、監督職員の指示による。

- (2) 注入圧力は原則として口元圧力とし、注入圧力が一定になるように監視しながら試験すること。
- (3) 注入量の測定は、各注入圧力段階で注入量が一定になったことを確認した後に行うものとする。注入量の測定時間は原則として5分間とする。
- (4) 注入量が特に多くグラウトポンプの吐出能力を超え試験ができない場合は、監督職員と協議すること。

第405条 解析及び資料整理

解析は次のとおり行うこと。

- (1) 有効注入圧力は、口元圧力に対し、試験区間の中央から圧力計までの静水圧、地下水位及び管内抵抗による損失頭の補正を行い算出すること。
なお管内抵抗による損失の補正方法については監督職員の指示による。
- (2) 試験結果から各試験区間ごとに注入圧力 - 注入量曲線を作成すること。
- (3) 前項の注入圧力 - 注入量曲線から限界圧力を算出すること。
- (4) 換算ルジオン値の算出については、監督職員の指示する方法により行うこと。
この場合求めたルジオン値が換算ルジオン値であることを明示すること。

2 データ整理は次のとおり行うこと。

- (1) 試験中は、ボリングの記録と合わせてパッカ - セットの位置、圧力測定的位置を記録しておくこと。
- (2) 試験結果は注入圧力 - 注入量曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。更に、必要に応じて孔列、ステ - ジ別の一覧図を作成し、地質柱状図(略図)とあわせて見やすい形で表現すること。

第406条 成果品等

成果品は、次の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び概要
- (2) 調査地域の地形及び地質の概要
- (3) 調査の結果及び考察
- (4) 試験孔位置図
- (5) 地質柱状図(ルジオン値を併記する)
- (6) 測定及び解析のデータ
- (7) ルジオンマップ
- (8) その他

2 試験記録等

- (1) 試験記録
- (2) 自記圧力計、流量計記録用紙

第3節 現場透水試験(土層を対象とする場合)

第407条 目的

この試験は、基礎地盤の透水性に関する資料を得ることを目的とする。

第 408 条 準拠資料

試験方法の選定及び試験結果の解析方法は、特記仕様書等による。

- 2 試験孔の口径、試験の対象とする土層及びその深さは、特記仕様書等による。
- 3 ボ - リングを行う際にベントナイト等の懸濁液類を使用する場合は、孔内の清掃方法と併せて監督職員と協議すること。
- 4 試験部分の清掃は完全に行うこと。
- 5 パッカ - の使用にあたっては、設置する部分の土質状況に注意し漏水及びパイピングの発生は完全に防止すること。
- 6 加圧注水の場合の水頭は適切なものでなくてはならない。特に、砂質地盤においては過大な水頭を与えてはならない。
- 7 試験に使用する水は清浄なものでなければならない。

第 409 条 試験方法

注水法

- (1) 注水法は、地下水面以上の土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、定水位法又は変水位法によって行うこと。
- (3) 試験装置は、土層の状況に応じて流入水量が変えられる電気試験器又は定流量タンクを用いること。
- (4) 定水位法による場合は、水位を観察しながら注入量を変化させ水位を一定に保つこと。測定間隔は、開始後 3 時間は 15 分、次の 3 時間は 30 分、以後は 1 時間とし、注水量が定常化した時に、試験を終了すること。
- (5) 変水位法による場合は、孔中に注入し、注水停止後の水位の低下量と低下に要した時間を測定する。測定値が一定になった時試験を終了するものとする。この際、特にケ - シングと地盤との隙間にすき間がないように注意しなければならない。

2 加圧注入法

- (1) 加圧注入法は、地下水面下の土層又は比較的透水性の低い土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、地表面以上に水位を保つ場合及び孔中のある位置に水位を保つ場合とがあり、いずれによるかは特記仕様書等による。
- (3) 試験装置は、試験中の水位の状態及び流入水量の多少によって電気試験器又は定流量タンクを用いること。
- (4) パッカ - を孔内に設置した後、試験に先立って完全止水を確認するため、漏水テストを行うこと。
- (5) 地表面以上に水位を保つ方法による場合は、次の順序で行う。

注水前、水位計で孔内水位を測定してこの水位をこの層の A 地下水位とする。

注水を開始し孔への流入量を測定する。測定間隔は、試験開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間ごとに行うこと。

流入量が定常化した時は注水を中止し、減水状況を測定し減水しなくなった時の水位をB地下水位とする。

なお、一般にはA及びBは等しくなるが、相違する場合もあるので全て正確に記録しておくこと。

- (6) 孔中のある位置に水位を保って試験を行う方法による場合は、前項(5)に準じた試験法とする。

3 簡易揚水試験

- (1) 地下水位、地下水量(湧水)、透水係数を測定し、排水に伴う地下水位や影響圏を測定する。
- (2) 揚水試験区間は3mとし、試験区間以外は遮水して実施し、試験は3mごとに行う。
- (3) 水位を一定に保って(試験区間の上部1m程度とする。)40分間揚水を継続する。終了後直ちに回復水位測定を行う。
- (4) 1分毎に揚水量(L/min/3.0m)を測定し、それらの平均値を求める。
- (5) 回復水位測定は30分以上測定する。測定間隔は最初の2分は30秒毎、10分までは1分毎とするが10分以上は水位の回復速度により適宜決定する。
- (6) 使用機器は地下水が多量で試験区間が9~12m区間以浅についてはポンプ使用、それ以深及び地下水が少量の場合はベ-ラ-を使用することとする。
- (7) 地下水がない場合、あるいは揚水開始直後から水位回復がない場合、注入法により平均注入量から透水係数を求めることとする。
- (8) 孔内の水位上昇量と経過時間を片対数グラフにプロットし、ヤコブ等の方法により透水係数を算出する。

第410条 成果品

成果品は、次の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び内容
- (2) 試験結果(デ-タなど)
- (3) 透水係数などの計算
- (4) 総合考察

第4節 電気検層

第411条 目的

この調査は、地層の見かけ比抵抗を測定し、それにより定性的に岩質、土質及び含水状態を検討するものである。

第412条 調査方法

調査方法は、特に指示がない限りノルマル法（２極法）とし、電極間隔及び測定間隔は監督職員の指示による。

- 2 測定に先立ち、孔壁の崩壊を引き起こさない範囲内で清水により孔内を洗浄すること。
- 3 泥水を使用している場合は、その固有比抵抗を測定する。

第 413 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 比抵抗曲線図
- (3) その他

第 5 節 地下水検層

第 414 条 目的

地下水の電気抵抗、温度等を測定することにより、地下水の流動状況等を検討するものである。

第 415 条 調査方法

地下水検層は、裸孔又は地下水面観測施設を設置した孔内に電解物質（食塩等）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釈による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定すること。

- 2 孔内の水位、水温等の測定を行う。
- 3 検層に当たるリゾンデを孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。
- 4 孔内に投入した食塩等は、孔底付近まで挿入したビニールホース等を通じてコンプレッサ等により空気を圧入して孔内水が均一な溶液となるよう 10 分に攪拌しなければならない。この場合の食塩等の投入量は、孔内水の電気抵抗値の低下がバックグラウンドの電気抵抗値の 10 分の 1 程度となるようにしなければならない。
- 5 孔内水の電気抵抗値の測定は、原則として 0.25m 間隔に一定時間（攪拌直後、5 分、10 分、20 分、30 分、60 分、120 分、180 分）ごとに行うものとする。

また、180 分経過後にも電気抵抗値の変化が明瞭でない場合は、更に 240 分後に再測定するものとする。

- 6 電気検層を行う場合は、孔内の自然状態における電気抵抗値を原則として第 412 条により測定しなければならない。

第 416 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録（電気抵抗値、水温等）
- (2) 検層図

- (3) 流動層の考察判定
- (4) その他

第 6 節 孔内載荷試験

第 417 条 目 的

この試験は、孔壁を水平方向に加圧し、地層の変位量によりその力学的性質を調査するものである。

第 418 条 調査方法

各孔は、測定に先立ち洗浄を行う。ただし、洗浄することで孔内を乱す恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

- 2 装置は、調査目的及び地層に応じたものを使用すること。
- 3 試験方法等は、「地盤調査法」等による。

第 419 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 圧力 - 変位曲線
- (3) K 値及び変形係数 E 値
- (4) その他

第 7 節 地中歪計の設置観測

第 420 条 目 的

地すべり運動に伴うボ - リング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

第 421 条 調査方法

ゲ - ジの設置は、特記仕様書によるものとし、その装着にあたっては漏電、湿気等のないよう十分注意し、かつ計数値を順逆とも、8,000 ~ 12,000 の間に調整されたものを使用することとする。

なおゲ - ジは工場で装着されたものを用い現地において装着してはならない。

- 2 リ - ド線は 4 心平行リボン線を使用し、硬質塩化ビニ - ルパイプの外側に配線して、ビニ - ルテ - プで固定すること。
- 3 中継塩化ビニ - ルパイプの規格は、特記仕様書によるものとし、径 5 mm 以上の穴を 10 ~ 20 cm 間隔千鳥状にパイプ 4 方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に 50 cm 以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填すること。
- 4 歪計は、埋設前と埋設後にそれぞれ順逆で測定し、その計数値を記録する。

なお、埋設前の測定で計数値が 8,000 ~ 12,000 の範囲を超えたり、測定器の指針が一定値を示さない場合は、直ちに歪計を交換すること。

- (1) 削孔後、歪計用パイプは直ちに挿入する。
- (2) パイプとパイプの接続はソケットを用い、ネジ止めボルトは使用せず接着剤を用いる。
- (3) パイプに貼りつけてあるストレンゲ - ジが同 1 面に、上部から下部まで直線となるように接続しなければならない。
- (4) ボ - リング孔内で、2 ゲ - ジ法はストレンゲ - ジの応力面が地すべり運動に垂直に受けるよう設置する。
- (5) 挿入の時は、測定パイプに電線をビニ - ルテ - プで巻きつけて深層部に設置するパイプから順次接続しながら挿入してゆく。
- (6) 静ヒズミ指示計は使用前にその電圧をチェックする。

第 422 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定結果表
- (2) 構造断面図
- (3) 調査経過等のカラ - 写真 (サ - ビス版以上とし、内容は第 2 章第 2 節第 203 条に準ずる。)

第 8 節 孔内傾斜計

第 423 条 目的

地すべり運動に伴うボ - リング孔の孔曲がり測定し、地すべり面深度及び地すべり運動の状況を調査するものである。

第 424 条 調査方法

不動層地質を 3 m 以上確保し、通常 86 mm 以上の孔径でボ - リングする。

- 2 孔内に溝付きのケ - シングパイプを挿入し、パイプと孔壁の間をグラウトで充分充填する。
- 3 グラウトが充分硬化した後初期値を取る。
- 4 測定はケ - シングパイプに沿って、傾斜計を内蔵したプロ - ブを降下し、通常 50 cm ごとに昇降させながらパイプの傾きを地表の指示針により傾き量を読み取る。
- 5 測定は地すべり側線に平行する方向とそれに直交する方向について測定し、すべりの平面的変位方向及び変位量を求める。
- 6 地すべりの進行状況は測定値と初期値の差を求め、それを継続的に並べて検討する。

第 425 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定結果表
- (2) 構造断面図
- (3) 調査経過等のカラ - 写真 (サ - ビス版以上とし、内容は第 2 章第 2 節第 203

条に準ずる。)

第5章 サウンディング

第1節 概要

第501条 目的

サウンディングは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜き等の抵抗から地層の性状を調査するものである。

第2節 標準貫入試験

第502条 目的

この試験は、原位置における土の硬軟、締め具合の相対値を知るため行うものである。

第503条 試験方法

試験方法及び器具は、J I S A 1219 による。

- 2 試験の開始深度は、特記仕様書等によるものとする。また、その後の試験深度は、原則として深度1mごとに行うこと。
- 3 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンブラ - を静かに引き上げなければならない。
- 4 サンブラ - の内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第504条 成果品

試験結果及び保存用資料は J I S A 1219 に従って整理し提供するものとする。

第3節 オランダ式二重管コ - ン貫入試験

第505条 目的

この試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合又は土層機構を判定するために行うものである。

第506条 試験方法

試験方法及び器具は、J I S A 1220 による。

- 2 先端抵抗測定申及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。

第507条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して J I S A 1220 に準

扱って整理する。

第4節 ポ - タブルコ - ン貫入試験

第508条 目的

この試験は、人力により浅い軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定するために行うものである。

第509条 試験方法

試験方法及び器具は、地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーターによる。

- 2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ 10 cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、1 cm/sec を標準とする。
- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うこと。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3 mまでとする。

第510条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係

第5節 スウェ - デン式サウンディング試験

第511条 目的

この試験は、比較的浅い原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

第512条 試験方法

試験方法及び器具は、J I S A 1221 によるものとする。

- 2 試験中、スクリュ - ポイントの抵抗と貫入申の摩擦音等により土質の推定が可能な場合は、土質名とその深度を記録すること。
- 3 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録しなければならない。

第513条 成果品

成果品は、次のとおりとし、調査結果については、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJ I S A 1221 に準拠して作成するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図(着色を含む)、その他各種図面類

第6章 サンプリング

第1節 概要

第601条 目的

サンプリングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

第602条 試料作製

標本用試料の採取位置と数量は特記仕様書等又は監督職員の指示によること。

- 2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付すること。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	NO. 号 番
採取深度	m ~ m
土質名	
打撃回数	
採取年月日	平成 年 月 日
採取者名	

第3節 土質試験用試料（乱した試料）

第603条 試料採取

試料は、原則として地盤を構成する地層が変化することにより採取する。

ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、特記仕様書等又は監督職員の指示による。

- 2 乱した試料の採取は、含水量が変化しないようにして試料箱又はビニール袋等に密封しておかなければならない。

なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱さない試料）

第604条 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状を变えることなく採取することを目的とする。

第605条 試料採取

採取位置は、特記仕様書等又は監督職員の指示による。

- 2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンブラーを選定し、事前に監督

職員の承認を受けなければならない。

- 3 固定ピストン式シンウォールサンプラによる採取方法は地盤工学会基準 JGS 1221「固定ピストン式シンウォールサンプラによる土の乱さない試料の採取法」に準拠して行う。
- 4 デニソン型サンプラによる採取は土の硬軟に合わせて調整されたものを使用する。その他の採取方法については、固定ピストン式に準拠する。

第7章 物理探査

第1節 概要

第701条 目的

物理探査（地表探査法）は、地震波、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地下の地質構造、地層のものの理性等を調査、検討するものである。

第2節 弾性波探査

第702条 調査方法

探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、側線位置、延長及び探査深度は、特記仕様書等による。

- 2 探査に先立ち側線全線を踏査する等地質構造の概略を察知しておかなければならない。
- 3 探査方法は原則として屈折法とし、受振点間隔は5 mを標準とする。
- 4 爆発点の間隔は、仕様書等によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けようにしなければならない。また、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
- 5 弾性波探査装置は、原則として24成分のものを使用すること。
- 6 側線の両端、爆発点及び測点には、木杭等により位置を明示し、かつ、亡失しないように努めなければならない。
- 7 観測の前に計器の調整、ピックアップの固定、爆発符号の確認を行うこと。
- 8 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させること。
- 9 観測は、必ず往復観測とする。
- 10 火薬、雷管等の取扱いにあたっては、特に関係諸法規を遵守して安全に万全を期さなければならない。
- 11 爆発効果、ノイズの大小を考慮した火薬量を使用すること。
- 12 爆発孔は、調査終了後完全に埋戻しておくこと。
- 13 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は、再測定を行うこと。
- 14 作業期間中は常に測定記録を点検し、不良の場合は速やかに再測定を行わなければならない。

第703条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録（記録用紙には地区名、日時、番号、爆発点、受振器の設置区間、ダイナマイト量、天候等を記入する。）
 - (2) 側線位置図、側線別速度断面図、走時曲線図
 - (3) 計算書及び解析報告書
- なお、報告書には次の事項も整理しておくこと。
- 記録（オッシログラフ）
 - 記録の読み取り
 - 読取値の補正
 - 計算法及び計算経過
 - 作業経過のカラー写真等
 - その他

第3節 電気探査

第704条 調査方法

探査に先立ち側線全線を踏査し、露頭により、地質層序、固有比抵抗値等の概略を察知しておかなければならない。

- 2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、側線、電極の配列は、次の各号に掲げる事項による。
 - (1) 側線の位置、数、測点間隔は、調査の目的、探査対象の種類、大きさ、深度、地形、地質等を十分に検討した上で決定すること。
 - (2) 電極配置は、特に定めがない限りウエンナ - 法（4極法）又はシュランベルジャー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督職員の承認を得ること。
 - (3) 側線方向は、地形的に凹凸のある所や局部的に異物を埋設する箇所は避けなければならない。
 - (4) 測点を中心として地形、地質ともなるべく対称が保てる位置とする。
 - (5) 測点は、杭等により位置を明確にしておくこと。
- 3 記録にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (1) その日の天候の他、前日の降雨の有無についても記入する。
 - (2) 側線方向を測定し記入する。
 - (3) 地形に異常のある場合、又は障害により側線を曲げた場合は、その状況を記入する。
 - (4) 同一地点を2回測定した場合は、2回分とも記入し、両対数方眼紙にプロットの上、スム - ズカ - ブに近い値を取る。
- 4 電極の接地にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 礫が多い所や、地表の固い所は接地面積を大きくするため電極を2本分は太いものにするか、土盛りして注水する。
 - (2) 側線下に障害があり接地困難の時は、側線と直角方向に電極を若干移動しながら接地のよい場所を探して電極を設置すること。
 - (3) 地形の傾斜方向に側線をはる場合各電極は傾斜面に対して直角に設置する。

- (4) 水田や小川(ただし、水深 50 cm以内)に電極を設置する場合は、電極棒を横だおしにしておくだけでもよいがその方向は側線に直角とする。
 - (5) 非分極電極を用いる場合は、接地に十分注意する。
 - (6) 測定用のコードは、十分に強度があり絶縁したものをを用いる。
- 5 測定中は、次の事項に注意しなければならない。
- (1) 測定中の天候変化による地表の電気的特性の急変等、測定条件の変化を避けるため、測定はできるだけ短時間に行う。
 - (2) 測定値は、直ちに記録するとともに係数を乗じて を算出し方眼紙上にプロットする。そして の値に不連続な点があれば再測定を行いスムーズカーブに近い値を採用する。
 - (3) ダイアルのタップを切替える場合は、3点、2とおりのタップで測定する。

第 705 条 解析方法

解析方法は、特に定めがない限り次によること。

- (1) 比抵抗値の解析は、標準曲線法、地層境界の解析は、標準曲線法と直視法等を併用して行うこと。
- (2) 付近に露頭がある場合は、その地質の固有比抵抗値を測定し、また、ボーリング資料がある場合は、その柱状図を参考にして解析を行うこと。

第 706 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 測定位置図、 ρ -a 曲線(柱状図、層比抵抗値を併記する。)比抵抗断面図
- (2) 解析結果は一覧表にまとめ地層との対比等について考察を行うものとする。
- (3) 作業経過のカラー写真等
- (4) その他

第 8 章 試掘坑

第 801 条 目的

試掘は、試掘地点の地質の状況等を直接観察、調査するとともに試料採取及び原位置試験を行うためのものである。

第 802 条 調査方法

試掘坑の断面及び延長は、特記仕様書等による。

- 2 掘削に当たり坑内の崩壊の恐れのあるところは、支保工等により作業の安全を期すこと。
- 3 原則として、1/100 の縮尺により地質展開図を作成すること。

第 803 条 試験等

この試掘坑を利用して行う試験等については、特記仕様書等による。

第 804 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 地質展開図
- (2) 地質の状況（種類、走向、傾斜、岩級区分、掘削の難易、地下水位、礫混入状況、風化の程度、岩盤亀裂状況、湧水量等）
- (3) 地すべり調査にあたっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、察痕の有無、地すべり面の方向等
- (4) 試験及び写真撮影位置を図示した図面
- (5) 作業経過及び坑内のカラ - 写真等
- (6) その他

第 9 章 試掘井、揚水試験

第 1 節 試掘井

第 901 条 目的

試掘井は、各種探査で推定された水文地質環境を実証し、可採水量を算出するために行う。

第 902 条 調査方法

試掘井（揚水井、観測井）の位置、深度、孔径及び数量は、特記仕様書等による。

- 2 使用する機械は、コア、スライムをできるだけ多く採取することができるものを用いること。
- 3 掘削にあたって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用すること。
セメンティションを行う場合は、監督職員の承認を得なければならない。
- 4 掘削中は、地層の変化に十分留意しなければならない。
また、粘土と礫が混在しているような場合は、礫ばかりでなく、礫間を充填している粘土の採取にも努めること。
- 5 毎日、掘削開始前と作業終了時に孔内水位を測定すること。
- 6 事故等で作業の継続が不可能になった場合は、速やかに監督職員に連絡し、その処理について指示を受けなければならない。
- 7 掘削中は、地質の種類、深度、層厚、色調、硬さ、孔内水位の変動、使用ビットの種類、その他地層の判定に役立つ事項を必要に応じて記録すること。
- 8 掘削完了後、次の検層を行うこと。
 - (1) 電気抵抗値測定（電極間隔は 0.5m, 1.0m のそれぞれについて深度 0.5m ごと又は連続記録で行う。）
 - (2) 自然電位測定（深度 0.5m ごと又は連続記録で行う。）
 - (3) 水温測定（深度 0.5m ごと又は連続記録で行う。）
- 9 検層完了後、その結果を監督職員に報告し、スクリーンの設置深度、数量について

指示を受けること。

10 ケーシングパイプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等による。

第2節 揚水試験

第903条 調査方法

ケーシング完了後、監督職員の承認した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。

- 2 揚水量は、主に三角堰により測定する。また、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えること。
- 3 洗浄完了後12時間以上経過したのち予備揚水試験を行う。予備揚水時間は、浅井戸においては、7時間以上揚水ののち2時間の回復水位を測定し、12時間以上経過のち水揚水試験を行う。また、深井戸における予備揚水時間は7時間以上とし2時間の回復水位を測定し24時間以上経過ののち本試験を行うこと。
- 4 本試験は、次により行うこと。
 - (1) 浅井戸における揚水試験は、連続揚水試験法（以下「連続」という。）で行い、揚水時間は12時間以上とし、のち12時間の回復水位を測定する。また、深井戸における揚水試験は、段階揚水試験法（以下「段階」という。）及び連続で行うものとし、その揚水時間は段階については、往に6時間以上、復に6時間以上とし、2時間の回復水位を測定する。こののち24時間以上経過ののち連続を行う。連続の揚水時間は、12時間以上としのち、12時間の回復水位を測定する。
 - (2) 段階は、揚水量を段階的に変化させて、これに対応する地下水位の安定状態を測定する。
 - (3) 連続は、揚水量を一定にして地下水位を変化させ、揚水停止後の地下水位の回復状態を測定する
 - (4) 段階は、少なくとも揚水量を5段階以上変化させて行う。
なお、各段階ごとの揚水時間は2時間以上とする。
 - (5) 段階での揚水量、水位の測定は、原則として、少量の揚水から始め漸次水量を増加させ、回復水位は、正確にこの逆をとる。得られた水位変化曲線は、縦軸に水位を横軸に経過時間をとる。
 - (6) 段階完了後、水位の回復をまって12時間一定量を連続揚水し、水位、水量を測定する。
 - (7) 連続の揚水量は、段階の結果から監督職員が指示する。
- 5 揚水水位及び三角堰越流深は、原則としてmm単位まで測定するものとする。
- 6 観測時間の間隔は、段階、連続とも特に定めがない限り次のとおりとする。

観測の種類		経過時間			
		最初の5分	1時間	つづく 2時間	以降
揚水量		5分おき		20分おき	1時間おき
水位	揚水井	30秒おき	5分おき	20分おき	1時間おき
	観測井		5分おき	20分おき	1時間おき

7 回復水位の測定は、上表の経過時間を揚水停止後のものとして実施する。

8 揚水試験の結果から、次の各氏によって水理定数を算定する。

- (1) タイスの非平衡式
- (2) ヤコブの式
- (3) 回復式
- (4) ティ - ムの平衡式
- (5) その他監督職員の指示する式

9 算出すべき水理定数は次のとおりとする。

- (1) 透水係数 K (cm/s 又は m/d)
- (2) 透水量係数 T (cm²/s 又は m²/d)
- (3) 貯留係数 S
- (4) その他

第904条 水質試験

約2L水を採取し、有資格の研究所又は機関において水質試験を行うこと。

なお、水質試験項目は特記仕様書等によるものとする。

第3節 成果品

第905条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 地質柱状図
- (2) 検層測定表(比抵抗値、自然電位、水温等)、検層図
- (3) 揚水試験記録表、水位変動図、水理定数計算書
- (4) 水質試験成績書
- (5) 標本用試料
- (6) 試験経過及び試料のカラー写真等
- (7) その他

第10章 土質試験

第1001条 試験法

採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「土質試験法」等を参考にするものとする。

- (1) 乱した土の試料調製 JIS A 1201

- (2) 土粒子の密度試験 J I S A 1202
- (3) 土の含水比試験 J I S A 1203
- (4) 土の粒度試験 J I S A 1204
- (5) 土土の液性限界・塑性限界試験 J I S A 1205
- (6) 土の収縮定数試験 J I S A 1209
- (7) 土の締固め試験 J I S A 1210
- (8) C B R 試験 J I S A 1211
- (9) 土のp H試験 J G S T 211
- (10) 有機物含有量試験 J G S T 231
- (11) 土の密度試験 J I S A 1214
- (12) 土の一軸圧縮試験 J I S A 1216
- (13) 土の圧密試験 J I S A 1217
- (14) 土の透水試験 J I S A 1218
- (15) 土の一面せん断試験 「土質試験法」
- (16) 土の3軸圧縮試験 J G S T 521～524

第 1002 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 土質試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

第 11 章 岩石試験

第 1101 条 試験法

採取された試料の岩石試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「岩の調査と試験」等を参考にすること。

- (1) 粗骨材の比重及び吸収率試験 J I S A 1110
- (2) 岩石の圧縮強さ試験 J I S M 0302
- (3) 岩石の引張強さ試験 J I S M 0303
- (4) 岩石の強さ試験用試験片の作製方法 J I S M 0301
- (5) 骨材の安定性試験 J I S A 1122
- (6) 粗骨材のすりへり試験 J I S A 1121

第 1102 条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 岩石試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

第 12 章 共通特記事項

特第 1201 条 主任技術者

地質調査共通仕様書 第 1 章 第 107 条（主任技術者）第 3 項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記のいずれかに該当する者をいう。

1) 地質調査に係る業務に関し、20 年以上の実務の経験を有する者

「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。

2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、地質調査に係る業務に関し、15 年以上の実務の経験を有する者

「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。

3) 別表に掲げる技術部門及び選択科目の技術士

4) 社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格した者

5) その他、特記仕様書で規定する者

地質・土質調査業務共通仕様書

別 表

技術部門	選択科目
建設部門	鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画 河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境
上下水道部門	上水道及び工業用水道 下水道
衛生工学部門	廃棄物管理
農業部門	農業土木
森林部門	森林土木
水産部門	水産土木
応用理学部門	物理及び化学 地球物理及び地球化学
総合技術監理部門	建設一般並びに鋼構造及びコンクリート 建設一般並びに都市及び地方計画 建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋 建設一般並びに港湾及び空港 建設一般及び電力土木 建設一般及び道路 建設一般及び鉄道 建設一般及びトンネル 建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算 建設一般及び建設環境 上下水道一般並びに上水道及び工業用水道 上下水道一般及び下水道 衛生工学一般及び廃棄物管理 農業一般及び農業土木 森林一般及び森林土木 水産一般及び水産土木 応用理学一般並びに物理及び化学 応用理学一般並びに地球物理及び地球科学

設計業務等共通仕様書

共 通 仕 様 書

設計業務等

平成 21 年 11 月

山形県農林水産部

設計業務等共通仕様書

設計業務共通仕様目次

第1章 総 則	051
第1101条 適 用	051
第1102条 用語の定義	051
第1103条 業務の着手	053
第1104条 設計図書の支給及び点検	053
第1105条 調査職員	053
第1106条 管理技術者	053
第1107条 照査技術者及び照査の実施	054
第1108条 担当技術者	054
第1109条 提出書類	054
第1110条 打合せ等	055
第1111条 業務計画書	055
第1112条 資料の貸与及び返却	056
第1113条 関係官公庁への手続き等	056
第1114条 地元関係者との交渉等	056
第1115条 土地への立入り等	056
第1116条 成果品の提出	057
第1117条 関係法令及び条例の遵守	057
第1118条 検 査	057
第1119条 修 補	058
第1120条 条件変更等	058
第1121条 契約変更	058
第1122条 履行期間の変更	059
第1123条 一時中止	059
第1124条 発注者の賠償責任	059
第1125条 受注者の賠償責任	060
第1126条 部分使用	060
第1127条 再委託	060
第1128条 成果品の使用等	060
第1129条 守秘義務	060
第1130条 安全等の確保	061
第1131条 臨機の措置	062
第1132条 履行報告	062
第1133条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	062

設計業務等共通仕様書

第2章 設計業務	062
第1201条 使用する技術基準等	062
第1202条 現地踏査	062
第1203条 設計業務の内容	062
第1204条 設計業務の条件	063
第1205条 設計業務の成果	064
第3章 共通特記事項	065
特第1301条 管理技術者	065
特第1302条 照査技術者	066
諸基準一覧表(参考)	068
計画・設計・管理基準等	069
山形県の電子納品(山形県電子納品取扱要領)	071

設計業務等共通仕様書

第1章 総 則

第1101条 適 用

設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、山形県農林水産部所管の農業農村整備事業の設計業務及びこれに類する業務（以下「設計業務等」という。）を実施する場合、建設工事に係る土木設計等業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともにその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 測量業務、地質・土質調査業務に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、知事若しくはその委任を受けたものをいう。
- 2 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- 3 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括調査員、調査員を総称していう。
- 4 「検査員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「照査技術者」とは、成果品の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 7 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受注者が定めたものをいう。
- 8 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 9 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 10 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書」をいう。
- 11 「設計図書」とは仕様書、図面、閲覧図書（数量表含む）及び質問回答書をいう。

- 12 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- 13 「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項等を、定める図書をいう。
- 14 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 15 「閲覧図書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- 16 「質問回答書」とは、閲覧図書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 18 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面により行為あるいは同意を求めることをいう。
- 20 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し設計業務等に関する事項について、書面で知らせることをいう。
- 21 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面で知らせることをいう。
- 22 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 23 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 27 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 29 「成果品」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- 30 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することを

いう。

- 31 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 33 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 34 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。

第 1103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第 1104 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給すること。

第 1105 条 調査職員

発注者は、設計業務等における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 8 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第 1106 条 管理技術者

受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技

術者、あるいは農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システムに関する業務に限る）の資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面で報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、共通仕様書第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第1107条 照査技術者及び照査の実施

発注者が設計図書において照査技術者の配置を規定する場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を管理技術者とは別に定め発注者に通知しなければならない。

- 2 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは農業土木技術管理士、RCCM、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）の資格保有者であり日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、自らの署名捺印の上管理技術者に差し出すものとする。

第1108条 担当技術者

受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く。）

- 2 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

第1109条 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する

る措置請求に係る書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類の様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえで以下のとおり、登録機関に登録申請しなければならない。
 - (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (2) 変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
 - (3) 完了時は業務完了後 10 日以内
 - (4) 訂正時には適宜

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第 1110 条 打合せ等

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成すること。

- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者等と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

第 1111 条 業務計画書

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の品質を確保するための計画

- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画についても記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 調査職員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 1112 条 資料等の貸与及び返却

調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与すること。

- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料については、複写してはならない。

第 1113 条 関係官公庁への手続き等

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第 1114 条 地元関係者との交渉等

契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。

これらの交渉にあたり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件とし

て業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 1115 条 土地への立入り等

受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、契約書第 12 条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示すほかは調査職員と協議により定めるものとする。

- 4 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1116 条 成果品の提出

受注者は、設計業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に同意する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。

- 4 受注者は、成果品を「山形県電子納品取扱要領」「山形県電子納品運用マニュアル」及び設計図書に基づき提出するものとする。

第 1117 条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 1118 条 検 査

受注者は、契約書第 30 条第 1 項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出していなければならない。

- 2 受注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、調査職員及び受注者又は管理技術者の立ち会いの上、「山形県委託業務等検査要領」に基づき検査を行うものとする。

第 1119 条 修 補

受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は契約書第 30 条第 2 項に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1120 条 条件変更等

契約書第 17 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 28 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 調査職員が受注者に対して契約書第 17 条、第 18 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1121 条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約書の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更が生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等履行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第 29 条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書は、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 共通仕様書第 1120 条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項

- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 1122 条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3 受注者は、契約書第 21 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 22 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1123 条 一時中止

契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、受注者は書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による設計業務等の中断については、共通仕様書第 1131 条 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - 3 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 1124 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約を継続することが不可能となった場合

第 1125 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 26 条に規定する一般的損害、契約書第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 39 条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 1126 条 部分使用

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 32 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 1127 条 再委託

契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、山形県の競争入札参加資格者である場合は、山形県の指名停止期間中であってはならない。

第 1128 条 成果品の使用等

受注者は、契約書第 5 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使

用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1129 条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務について、共通仕様書第1128条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。

第 1130 条 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 1131 条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

- 2 調査職員は、天災等に伴い、成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第 1132 条 履行報告

受注者は、契約書第 14 条の規定に基づき、履行報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第 1133 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合には、事前に調査職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第 2 章 設計業務

第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

第 1202 条 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

第 1203 条 設計業務の内容

設計業務とは、共通仕様書第 1112 条に定める貸与資料及び共通仕様書第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。

- 2 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定などを行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 3 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。

- 4 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 5 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

第 1204 条 設計業務の条件

受注者は、業務の着手に当たり、共通仕様書第 1112 条に定める貸与資料、共通仕様書第 1201 条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。

また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。

- 2 受注者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、共通仕様書第 1112 条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前条 2 項において、共通仕様書第 1112 条の貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書及び共通仕様書第 1201 条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得なければならない。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、J A S の規格品又はこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受注者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記しなければならない。
- 8 受注者は、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。
なお、リサイクル計画書は、県のホームページ
<http://kanrika.pref.yamagata.jp/recycle/youshiki/youshiki.htm> から入手できる。
- 9 受注者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に 調査職員の承諾を得なければならない。
- 10 受注者は、設計にあたって、美しい県土景観づくり推進のため、下記の指針等を遵守するものとする。

- (1) 「山形県公共事業景観形成基準」(平成 20 年 7 月)
- (2) 「山形県公共事業景観づくり手順(案)」(平成 20 年 7 月)
- (3) 「公共事業景観づくりチェックシート(案)」(平成 20 年 7 月)

上記の基準の運用にあたっては、下記の景観形成に係る指針等を参考とすること。
また、「山形県公共事業景観形成基準」の対象事業とならない事業についても下記の指針等に配慮すること。

- (4) 「山形県県土景観ガイドライン」(平成7年6月)
- (5) 「山形県公共事業等景観形成指針」(平成11年3月)
- (6) 「山形県公共施設等色彩デザインマニュアル」(平成12年1月)
- (7) 「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(平成19年6月)

なお、(1)から(6)の指針等は、県のホームページ

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/doboku/180001/keikan/yamagatanokeikan/>

から入手できる。

- 11 受注者は、構想設計又は基本設計を行った結果、後段階の設計において一層のコスト縮減の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについてコスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案を行うものとする。

この提案は構想設計又は基本設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等(コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項)について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。

- 12 受注者は、構想設計又は基本設計における比較案の提案、若しくは構想設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、農林水産省・国土交通省で提供している各種新技術情報及び建設やまがた県産技術活用支援事業への登録技術を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

農林水産省：http://www.nn-newtech.jp/ndb_web/top.do

国土交通省：<http://www.netis.mlit.go.jp/EvalNetis/NewIndex.asp>

山形県：<http://kanrika.pref.yamagata.jp/kensangijyutu/>

- 13 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に調査職員と協議するものとする。

第1205条 設計業務の成果

受注者は成果の内容について、次の各号により取りまとめなければならない。

- (1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は設計業務の条件、特に考慮した事項、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

- (2) 設計計算書等

計算項目は、特記仕様書によるものとする。

- (3) 設計図面

設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。

- (4) 数量計算書

数量計算書は、「土地改良工事数量算出要領(案)」及び特記仕様書に示す方法により工種別、区間別に取りまとめるものとする。ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出すること。

【土地改良工事数量算出要領(案)】

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html>

(5) 概算工事費

概算工事費は、調査職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概算数量をもとに算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工にあたって必要な次の事項の基本的内容を記載すること。

(イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法

(ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめることとする。

第3章 共通特記事項

特第 1301 条 管理技術者

1. 共通仕様書 第1章 第1106条(管理技術者)第3項に規定する技術士の「総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門」とは、別表1に掲げる技術部門及び選択科目とする。

2. 共通仕様書 第1章 第1106条(管理技術者)第3項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記のいずれかに該当する者とする。

1) 業務に関し、25年以上の実務の経験を有する者

「業務」とは、設計、測量、調査等の設計関連業務とし、「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。

2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学又は高等専門学校を卒業した後、業務に関し、15年以上の実務の経験を有する者

「業務」とは、設計、測量、調査等の設計関連業務とし、「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。

3) 別表2に掲げる技術部門及び選択科目の技術士

4) その他、特記仕様書で規定する者

3. 共通仕様書 第1章 第1106条(管理技術者)第3項に規定する「RCCMの資

格保有者」とは、すべての部門における試験合格者及び登録者とする。

特第 1302 条 照査技術者

- 1 . 共通仕様書 第 1 章 第 1107 条（照査技術者及び照査の実施）第 2 項に規定する技術士の「総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門」とは、別表 1 に掲げる技術部門及び選択科目とする。
- 2 . 共通仕様書 第 1 章 第 1107 条（照査技術者及び照査の実施）第 2 項に規定する「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 業務に関し、25 年以上の実務の経験を有する者
「業務」とは、設計、測量、調査等の設計関連業務とし、「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。
 - 2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、業務に関し、15 年以上の実務の経験を有する者
「業務」とは、設計、測量、調査等の設計関連業務とし、「実務の経験」とは、業務工期の積み上げ年数ではなく、その業務に従事していた年数、いわゆる勤務年数とする。
 - 3) 別表 2 に掲げる技術部門及び選択科目の技術士
 - 4) その他、特記仕様書で規定する者
- 3 . 共通仕様書 第 1 章 第 1107 条（照査技術者及び照査の実施）第 2 項に規定する「R C C M の資格保有者」とはすべての部門における試験合格者及び登録者とする。

設計業務等共通仕様書

別表 1

技術部門	選択科目
建設部門	すべての選択科目とする 土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート 都市及び地方計画 河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路 鉄道 トンネル 施工計画、施工設備及び積算 建設環境
総合技術監理部門	建設一般並びに土質及び基礎 建設一般並びに鋼構造及びコンクリート 建設一般並びに都市及び地方計画 建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋 建設一般並びに港湾及び空港 建設一般及び電力土木 建設一般及び道路 建設一般及び鉄道 建設一般及びトンネル 建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算 建設一般及び建設環境

別表 2

技術部門	選択科目
上下水道部門	上水道及び工業用水道 下水道
衛生工学部門	廃棄物管理
農業部門	農業土木
森林部門	森林土木
水産部門	水産土木
応用理学部門	地質
総合技術監理部門	上下水道一般並びに上水道及び工業用水道 上下水道一般及び下水道 衛生工学一般及び廃棄物管理 農業一般及び農業土木 森林一般及び森林土木 水産一般及び水産土木 応用理学一般並びに地質

設計業務等共通仕様書

諸基準一覧表（参考）

No	名 称	編集又は発行所名	備考
1	農業農村整備事業設計積算要領	山形県農林水産部	
2	土地改良事業計画設計基準	農業農村工学会	
3	土地改良事業計画指針	"	
4	土地改良事業標準設計	農業農村整備情報総合センター	
5	コンクリート標準示方書	土木学会	
6	道路構造令の解説と運用	日本道路協会	
7	河川管理施設等構造令	日本河川協会	
8	電気設備に関する技術基準	通産省	
9	ダム設計基準	日本大ダム会議	
10	道路土工 土質調査指針	日本道路協会	
11	" 施工指針	"	
12	" 排水工指針	"	
13	" のり面工・斜面安定工指針	"	
14	" 軟弱地盤対策工指針	"	
15	" 擁壁	"	
16	" カルバート	"	
17	" 仮設構造物指針	"	
18	アスファルト舗装要綱（改定版）	"	
19	セメントコンクリート舗装要覧	"	
20	道路橋示方書・同解説	"	
21	防護柵の設置基準	"	
22	ト礼標準示方書（山岳工法）・同解説	土木学会	
23	ト礼標準示方書（シールド工法）・同解説	"	
24	水門鉄管技術基準	水門鉄管協会	
25	鋼構造物計画設計技術指針	農業土木事業協会	
26	電気設備計画設計技術指針	農業土木機械化協会	
27	水管理制御方式技術指針	"	
28	労働安全衛生法	厚生労働省	
29	建築基準法	国土交通省	
30	土木工事共通仕様書	山形県農林水産部	
31	施設機械工事等共通仕様書	"	
32	土木工事施工管理基準	"	
33	土木製図基準	土木学会	

各種基準の使用にあたり最新版を編集又は発行先に確認すること。

設計業務等共通仕様書

計画・設計・管理基準等

計画基準		設計基準	
名称	最新年月	名称	最新年月
農業用水（水田）	H 5. 5	ダ ム	H15. 4
農業用水（畑）	H 9. 6	頭首工	H20. 3
〃（追補）	H20. 4	水路工	H13. 2
水温水質	S42. 11	パイプライン	H10. 3
排 水	H18. 3	水路トンネル	H 8. 10
〃（追補）	H20. 4	ポンプ場	H18. 3
河口改良	S42. 11	農 道	H17. 3
開 墾	S31. 12	海面干拓	S41. 3
農地開発（開畑）	S52. 1	水利アスファルト工（前編）	S42. 2
〃（追補）	S59. 1	水利アスファルト工（後編）	S45. 6
海面干拓	S27. 12		
湖沼干拓	S31. 12		
埋 立	S31. 12		
ほ場整備（水田）	H12. 1		
〃（追補 1）	H19. 3	設計指針	
〃（追補 2）	H20. 3	名 称	最新年月
ほ場整備（畑）	H19. 4	耐震設計	S59. 3
暗きょ排水	H12. 11	ファームpond	H11. 3
土層改良	S59. 1	ため池整備	H18. 2
農地保全	S54. 7		
水質障害対策	S55. 8		
農 道	H13. 8		
〃（追補）	H19. 3		
農地地すべり防止対策	H16. 3		
計画指針			
名 称	最新年月		
防風施設	S62. 9	よりよき設計シリーズ	
畑地帯集水利用	H 2. 4	名 称	最新年月
農村環境整備	H 9. 2	ここが知りたいQ & A	H15. 4
〃（追補）	H14. 1	よりよき設計のポイント	H10. 3
農地開発（改良山成工）	H 4. 5	頭首工の魚道	H14. 10
マイクロかんがい	H 6. 4	耐震設計の手引き	H16. 3

設計業務等共通仕様書

標準設計		技術指針	
名称	最新年月	名称	最新年月
農地造成	H 1. 1	水管理制御方式技術指針	
ほ場整備	H 3. 3	・畑地かんがい編	S51. 5
水路付帯構造物	H 1. 1	・計画設計編	H14. 3
【図面集、利用の手引き】		鋼構造物計画設計技術指針	
パイプライン付帯工	H 8. 3	・水門扉編	H10. 3
橋梁下部工	H11. 3	・小型水門扉編（改定版）	H15. 3
ボックスカルバート工	H11. 3	・小水力発電編	S61. 4
鉄筋コンクリート二次製品	H13. 12	・ダム取水放流設備編	H12. 3
擁壁工	H11. 3	・除塵設備編	H13. 3
〃（一部改正）	H13. 3	電気設備計画設計技術指針	
技術資料		・高低圧編	H19. 3
名称		最新年月	
限界状態設計法	H 4. 3	・特別高圧編	H20. 3
アンボンド工法	H 5. 4	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19. 3
斜面安定工法	H 5. 3	高Ns・高流速ポンプ設備計画技術指針	H18. 3
地すべり防止対策	H 5. 12	バルブ設備計画設計技術指針	H20. 3
業務報告書の手引きパイプライン	H 5. 9	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18. 6
混合擁壁、二重締切、杭基礎	H 6. 8	無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	H14. 6
矢板工の設計	H11. 3	土地改良事業用無線等通信の手引きについて	H18. 6
環境との調和に配慮した事業実施の調査計画・設計の手引き	H14. 2		
〃（第2編）	H15. 3	管 理 基 準	
〃（第3編）	H16. 5	名称	最新年月
〃（技術指針）	H18. 3	土地改良施設管理基準	
水路トンネル技術参考資料	H16. 3	ダム編	H16. 3
設計図面集水路トンネル(参考)	H16. 5	排水機場編	H20. 9
鉄筋コンクリート二次製品参考資料	H14. 12	頭首工編	H 9. 11
ダム洪水吐構造設計手引き	H15. 11	用水機場編	H12. 7
農業水利施設のコンクリート構造物診断・補修の手引き(案)	H17. 12		
水路トンネル補強・補修の手引き(案)	H20. 3		
農業水利施設のコンクリート構造物調査・評価・対策工法選定マニュアル	H19. 4		
農業水利施設ストックマネジメントマニュアル	H19. 3		
農業水利施設の機能保全の手引き	H19. 4		

山形県の電子納品

1 概要及び目的

本県の電子納品は平成16年度より試行を開始し、取り組んできました。平成19年度からは山形県電子納品運用マニュアルを定め、試行の拡大を図ります。今後、電子納品の試行を行う上で生じる課題等を踏まえながらマニュアルの見直しを行い、本格運用に向けたルール作りに反映していく予定です。

2 実施方法

平成19年4月1日以降に発注される建設工事・業務委託の内、特記仕様書に「電子納品対象」である旨の記載があるものを対象とし、「山形県電子納品取扱要領」に基づき実施する。

山形県電子納品取扱要領

1 趣旨

CALS/ECの一環として取り組まれる建設工事及び建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務の完成図書類（以下「建設工事等完成図書類」という。）の電子納品の試行について、本県における取り扱いを定めることを目的とする。

2 通則

本県における電子納品は、次項以降に定めるものを除き、原則として国が定めた電子納品に係る要領、基準及びガイドラインに準拠して実施する。

なお、運用にあたっては別に定める「山形県電子納品運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という）による。

3 対象範囲

原則として、建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務及び設計金額（消費税及び地方消費税を含む）が2千万円以上の建設工事を対象とし、選定については運用マニュアルを参考とする。

4 提出形態

建設工事等完成図書類のうち、電子化の対象とする情報は、予め受発注者間の協議により決定するものとする。

なお、発注機関は協議の中で電子納品対象とした成果品の提出を紙で求める場合は、必要な範囲又は対象に限ることとする。

5 特記仕様書における規定

電子納品の対象とする建設工事等については、特記仕様書にて下記の記述を追加する。

「本工事（業務委託）は電子納品対象工事（業務委託）とする。なお、提出する書類等は山形県電子納品取扱要領に基づき提出しなければならない。」

附 則

この要領は、平成16年2月6日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

<参考>

国土交通省：<http://www.cals-ed.go.jp/>

農林水産省：http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/

財団法人日本建設情報総合センター：<http://www.cals.jacic.or.jp/>

<要領・マニュアル等のダウンロード>

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/doboku/180030/nouhin.html>

設計業務等共通仕様書